

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
17 公共的団体等の取扱い	財団法人 堺都市政策研究所		堺市制度で実施	新市においても継続する。
17 公共的団体等の取扱い	(財)大阪21世紀協会		堺市制度で実施	新市においても継続する。
17 公共的団体等の取扱い	特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム		堺市制度で実施	南大阪地域大学コンソーシアムは美原町域を含む地域を対象に活動しているため、合併後も現行の内容を継続して実施。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
17 公共的団体等の取扱い	堺市指定都市推進協議会		堺市制度で実施	新市においても引き続き継続する。